

広島地方最低賃金審議会
令和3年度第4回広島県最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和3年8月5日(木) 13時30分～14時55分		
開始場所	広島法務総合庁舎12階 共用第1会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	1 広島県最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
<p>1 広島県最低賃金の改正決定について</p> <p>前回の専門部会の審議経過について事務局から説明を行った後、審議が行われた。本日の意見表明として、労側はプラス31円からプラス29円に、使側は現状維持を主張されたが、その差は埋まらず、公益が労側・使側と調整し、公益案を出すに至った。</p> <p>部会長が広島県最低賃金はプラス28円とするという公益案を示し、「去年は新型コロナウイルスの状況が不透明で先が見通せず、金額上昇できなかったが、今年度は感染拡大しているものの、ワクチン等の普及により、昨年とは状況が異なっている。近年の中小零細企業を取り巻く環境は厳しいことは承知しているが、全体的にみると業績は回復しており、一昨年までの上昇率を考慮し、中央最低賃金審議会の目安額を参酌した。関係行政機関や事業者団体と連携し、中小零細企業が経営存続するための支援、活動促進のための周知をお願いしたい。」と理由を述べた後に採決した結果、公益委員及び労働者側委員全員賛成、使用者側委員全員反対で採択され、事務局に部会長報告案の作成を指示した。</p> <p>事務局において「広島県最低賃金を28円引き上げる」旨及び予め部会長より指示のあった事項について「中小企業・小規模事業者に向け、各種の支援策を示し、その活用促進を図り、一層の周知に努めること」等の付帯文を付した報告案を作成、配付の後、内容を読み上げた。</p> <p>部会長は、報告案について各側に意見を求めたところ発言がなかったため、これを第536回広島地方最低賃金審議会へ報告することとして、各委員に対して謝辞を述べ、本専門部会を閉会した。</p>			